

令和 7 年

伊豆の国市教育委員会 10 月定例会

会議録

## 令和7年伊豆の国市教育委員会10月定例会

開会年月日 令和7年10月24日（金）午後3時00分～午後4時45分

場 所 あやめ会館2階 会議室

日 程

- 1 冒頭（学校教育課長）
- 2 開会（教育長）
- 3 会議録署名委員の決定（教育長）
- 4 会期の決定（学校教育課長）
- 5 9月定例会会議録の承認（学校教育課長）
- 6 教育長報告（教育長）
- 7 議事日程（議事進行：教育長）

日程第1	報告第25号	伊豆の国市部活動外部指導者の委嘱について
日程第2	報告第26号	伊豆の国市保育人材確保事業費補助金交付要綱の一部改正について
日程第3	報告第27号	伊豆の国市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について
日程第4	報告第28号	伊豆の国市保育所等環境改善事業費補助金交付要綱の一部改正について
日程第5	議案第36号	令和7年伊豆の国市議会12月定例会の提出議案の意見聴取について
日程第6	議案第37号	準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について

- 8 閉会（教育長）

出席者 教育委員会 教育長	菊池之利
同 委員	岩田幸晴
同 委員	清水照子
同 委員	前田泰宏
同 委員	宮代麻衣子

説明に出席した者の職氏名

教育部長	渡邊直人
------	------

生涯学習課長 近藤 卓哉  
文化財課長 工藤 雄一郎  
幼児教育課長 平井 仁史  
学校教育課統括監 濱田 晃治  
歴史・文化拠点施設整備室長 内田 航  
会議に出席した事務局の職氏名

学校教育課長 古木 智己  
教育総務係長 田村 由美  
学校教育課教育総務係 鈴木 由佳

#### 9 その他（進行：学校教育課長）

- ① 小・中学校の児童・生徒の問題行動について
- ② 次回以降の定例教育委員会の開催について
- ③ 日時：令和7年11月25日（火）午後3時00分～
- ④ 場所：あやめ会館2階 会議室
- ⑤ 日時：令和7年12月25日（木）午後3時00分～
- ⑥ 場所：あやめ会館2階 会議室

■古木学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、御忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さんにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4人出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和7年教育委員会10月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、岩田委員と清水委員にお願いいたします。

■古木学校教育課長

本日の議事日程は、御手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日10月24日、1日のみということで処理をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし。)

■古木学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会9月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし。)

■古木学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■古木学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第25号「伊豆の国市部活動外部指導者の委嘱について」の説明をお願いします。

## ■古木学校教育課長

学校教育課古木です。

報告第 25 号「伊豆の国市部活動外部指導者の委嘱について」報告いたします。資料の 1 ページ目をお願いいたします。

8 月の定例教育委員会において報告させていただきました中学校における部活動外部指導者配置要綱に基づきまして、各中学校から申請があった外部指導者を審査し委嘱をしましたので報告をさせていただきます。

1 ページ目には、長岡中学校 6 人、韮山中学校で 2 人の合計 8 人につきまして、委嘱期間を令和 7 年 10 月 10 日から令和 8 年 3 月 31 日までとして委嘱をしました。

続いて 2 ページ目をお願いいたします。

大仁中学校につきましては 5 人で委嘱機関を令和 7 年 10 月 21 日から令和 8 年 3 月 31 日まで委嘱をさせていただきました。

委嘱期間が少しずれているのは、中学校からの申請時期によるもので、早急に対応するため申請があったものから随時委嘱を行わせていただきました。

なお、各外部指導者が担当する部活動につきましてはこちらに記載の通りとなります。説明につきましては以上です。

## ■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

## ■宮代委員

外部指導者の趣旨とか職務について、御尋ねします。外部指導者の方々が適切に、指導とか尊厳事項を守っているかどうかという評価のようなものはどのように行うのでしょうか。頻度とか、方法的なものというのはどういうふうになっているのでしょうか。

## ■古木学校教育課長

ただいまの質問について御答えをさせていただきます。

外部指導者につきましては、基本的には学校の校長先生の指導のもと、そこで配置をお願いしております。学校から毎月の活動報告を翌月に提出いただいて、活動に対する交通費を支出していくということになります。指導の中で何かあったときはその都度、学校から報告が来るという認識でおります。

## ■宮代委員

部活動の生徒さんたちにも、「何かあったら言ってね」というふうな感じのも伝えられるということですか。

■古木学校教育課長

生徒さんたちに何かあったらというか、指導の中でそういうふうなところですか。

■宮代委員

そうですね。

■古木学校教育課長

そこは顧問の先生も見ていると思いますので、もし指導の中で何かあったときには、校長を通じて報告が来るようななかたちになります。

■宮代委員

ありがとうございます。

■菊池教育長

外部指導者と部活動指導員の違いを委員さんにもう一度説明して頂けますか。

■古木学校教育課長

外部指導者というのは、いわゆるコーチというような形で、その競技については教えることができるのですが、部活動の顧問の先生にはなれないというようなことになります。どういう事かと言うと、外部指導者が生徒を連れて、練習試合に引率したり、そういう部分のことができないということになります。

部活動指導員というのは、これは身分も市の会計年度任用職員と同じ扱いになりますが、部活動の顧問の先生の代わりになることができるということで、顧問の先生が行っている、部活の練習試合ですとか、大会への引率等こういったものができるような形になります。その辺の違いがあるということになります。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。今後は部活動指導員を作っていくたいなと思っており、地域展開をしていきたいなと考えている次第でございます。

■菊池教育長

続きまして、日程第2 報告第26号「伊豆の国市保育人材確保事業費補助金交付要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課の平井です。

報告第26号「伊豆の国市保育人材確保事業費補助金交付要綱の一部改正について」、令和7年9月17日に当該要綱の一部を改正し、対象となる民間施設に対し通知したので、報告をさせていただきます。

本要綱は、保育士等の業務負担軽減等のため、保育補助者等を雇用した民間保育所等の代表者に對し、補助金を交付することを定めております。

改正理由ですが、国の補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、市の要綱も改正する必要が生じたことによります。

1ページの新旧対照表を御覧ください。

表の右側が改正前の条文、左側が改正後の条文になります。

対象は、保育補助者雇上げ強化事業で、利用定員が 121 人未満の施設等につきましては、1 施設当たり年額 233 万 8,000 円としておりましたが、保育補助者の経験年数により額を区分し、1 施設当たり年額 195 万 3,000 円から 325 万 5,000 円までと、幅を持たせた改正をしました。

続いて裏面を御覧ください。

利用定員が 121 人以上の施設等につきましても、1 施設当たり年額 467 万 7,000 円としておりましたが、1 施設当たり年額 390 万 6,000 円から年額 651 万円までと、幅を持たせた改正を行いました。

なお、いずれの規定も複数人を配置している場合は、平均年数で算定するとしており、令和 6 年度時点で単価の引き下げとなる施設については、それぞれ 244 万 1,000 円、488 万 2,000 円を適用することができる経過措置を規定しております。説明は以上です。

### ■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

### ■菊池教育長

続きまして、日程第 3 報告第 27 号「伊豆の国市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

### ■平井幼児教育課長

幼児教育課の平井です。

報告第 27 号「伊豆の国市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について」、令和 7 年 9 月 17 日に当該要綱の一部を改正し告示をしましたので、報告をさせていただきます。

本要綱は、子ども・子育て支援法に規定する施設等利用者給付認定保護者に対し、副食費を給付することに関して定めております。

改正理由ですけれども、国の補助金交付要綱が一部改正されたことに伴い、市の要綱も改正する必要が生じたことによります。

1ページ目の新旧対照表を御覧ください。

表の右側が改正前の条文、左側が改正後の条文になります。

支給する給付費のうち、月額 4,800 円を 4,900 円に改正しました。これに合わせて請求書に記載している金額表記も改めております。

なお、この改正は令和 7 年 4 月 1 日に遡及して適用することとしております。説明は以上です。

#### ■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

#### ■菊池教育長

続きまして、日程第 4 報告第 28 号「伊豆の国市保育所等環境改善事業費補助金交付要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

#### ■平井幼児教育課長

幼児教育課の平井です。

報告第 28 号「伊豆の国市保育所等環境改善事業費補助金交付要綱の一部改正について」、令和 7 年 9 月 22 日に当該要綱の一部を改正し、対象となる民間保育所等に対し通知しましたので、報告をさせていただきます。

本要綱は、保育所等での子どもの安全確保や保育士の業務効率化を目的に、保育環境改善事業を行う市内の民間保育所等に対し、補助金を交付することを定めております。

改正理由ですが、国の補助金交付要綱が一部再改正されたことに伴い、市の要綱も改正する必要が生じたことによります。

1 ページ目の新旧対照表を御覧ください。

表の右側が改正前の条文、左側が改正後の条文であります。

第 3 の括弧 2 、保育環境向上等事業の 2 行目、⑩ とあるものを⑨ に改正しております。これは国の要綱に条ずれが生じたことによるものになります。

次に括弧 3 、業務効率化推進事業の部分につきましては、本補助金の財源が、令和 5 年度補正予算分から、令和 6 年度補正予算分に切り替わったことに伴い、国から通知が発出されておりまして、根拠を明確するために改正しております。説明は以上です。

#### ■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

#### ■菊池教育長

続きまして、日程第 5 議案第 36 号「令和 7 年伊豆の国市議会 12 月定例会の提出議案の意見聴取について」ですが、今回は令和 7 年度伊豆の国市一般会計補正予算（第 6 号）（教育委員会関係

分) と条例の一部改正が 3 件、新規条例が 3 件あります。1 件ずつ説明し意見聴取を行いたいと思いますが、事前に御渡しした資料に修正等がありますので、事務局のほうから説明をいたします。

#### ■古木学校教育課長

学校教育課の古木です。

今回の令和 7 年の 12 月議会に提出する、提出議案の意見聴取につきましては、本日配布させていただきました資料に基づき説明させていただきます。

変更の内容ですが、1 ページから 6 ページまでは、一般会計補正予算を追加させていただきました。

7 ページ以降の条例改正等の部分につきましては、すでに配布している資料の「1 伊豆の国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、と「3 伊豆の国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、いずれも児童福祉法等の改正に伴う条ずれに対応するための改正であることから、本日配布させていただきました「2 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」にまとめさせていただきました。

委員の皆様には突然の変更で御迷惑をおかけしますが、よろしくお願いします。

資料の修正につきましては、以上となります。

#### ■菊池教育長

それでははじめに、令和 7 年度伊豆の国市一般補正予算（第 6 号）（教育委員会関係分）について説明をお願いします。

#### ■古木学校教育課長（補正予算案件について説明）

令和 7 年度伊豆の国市一般会計補正予算（第 6 号）（教育委員会関係分）について説明させていただきます。

資料 2 ページをお願いします。

最初に第 2 表債務負担行為の補正でございます。

こちらについては、令和 8 年 4 月 1 日より年間を通じて実施する事業で、令和 7 年度中に入札を実施し、業者と契約を締結しないと事業が執行できないものを債務負担行為として補正するものであります。

内容としましては、学校教育課関係では、学校用セキュリティ対策フィルタリングソフト使用料 2,139,000 円、伊豆長岡学校給食センターの給食配送配膳委託料 19,140,000 円、同じく給食調理等業務委託料 93,390,000 円、韮山南小学校給食施設の給食配送委託料 4,515,000 円、同じく給食調理等業務委託料 83,820,000 円、韮山中学校給食施設の給食調理等業務委託料 40,920,000 円。

生涯学習課関係では、長岡体育館の清掃業務委託料を 3,690,000 円、教育施設の清掃用具借上料 1,399,000 円、中央図書館の清掃業務委託料 2,211,000 円、同じく中央図書館の電話交換機借上料 626,000 円をそれぞれ補正するものであります。

資料 3 ページをお願いします。

第 3 表繰越明許費の補正になります。10 款 8 項 文化財保護費の文化財管理事業 旧上野家住宅茅葺替工事 19,910,000 円について、昨日入札を予定しておりましたが、入札中止となつたため、今年度内の工事完了が困難になったことから、翌年度へ繰越すものであります。

続きまして、4 ページをお願いします。

歳入であります、18 款 1 項 1 目 教育費寄付金であります、伊豆の国市ゴルフ協会様より 9 月 4 日に 60,000 円、市内在住の元小学校教諭の方から 10 月 3 日に 300,000 円、明治安田生命様より 10 月 6 日に 414,000 円、合計 774,000 円の御寄附をいただきましたので、計上させていただいております。

5 ページをお願いします。

次に歳出になります。3 款 6 項 1 目 保育園等総務費 事業番号 6 保育園等施設維持補修事業 1,250,000 円は保育園等における追加修繕費として 500,000 円、にじいろこども園電話設備改修工事として 750,000 円計上しております。

10 款 1 項 教育総務費の表の上段部分の 1 教育委員会費であります、明治安田生命様よりいただきました寄附金 414,000 円を部活動地域展開事業に充当させていただくため、財源振替をしております。

続いて、2 目 事務局費の事業番号 1 教育委員会事務局運営事業の教育振興基金積立金 300,000 円は、元教諭の方から頂ました寄附金を令和 8 年度の小学校図書館の図書購入費に充てるため基金に積み立てるものであります。

続いて、2 項 小学校費 5 目 茅山南小学校費 事業番号 4 茅山南小学校図書館運営事業の児童図書購入費 60,000 円は、伊豆の国市ゴルフ協会様よりいただきました寄附金を充当するもので、毎年持ち回りで小学校の図書を購入させていただいており、本年度は茅山南小学校の図書を購入させていただくため増額しております。

続いて、4 項 幼稚園費 1 目 幼稚園総務費 事業番号 4 幼稚園施設維持補修事業 富士美幼稚園屋根防水補修工事として 2,640,000 円計上しております。

6 ページをお願いします。

7 項 保健体育費 2 目 体育施設費 事業番号 8 体育施設維持補修事業の工事請負費 1,087,000 円は、大仁体育館煙感知器取替工事として計上しております。説明は、以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「令和7年度伊豆の国市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係分）について」、市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

（意見なし）

■菊池教育長

よろしいですか。それでは御諮りします。「令和7年度伊豆の国市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係分）」については、原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

「令和7年度伊豆の国市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係分）」については原案どおり承認されました。

続いて、条例関係の意見聴取に移ります。

「伊豆の国市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課の平井です。

本案について説明いたします。9ページの議案を御覧ください。

議案名は、「伊豆の国市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

11ページの参考資料を御覧ください。

1の要旨ですが、効率的な公共施設の管理運営を図るため、園児の減少が進む幼稚園施設を統合することから、本条例の一部を改正するものです。

2の改正内容ですが、共和幼稚園と富士美幼稚園を統合するため、共和幼稚園を廃止し、田京幼稚園をのぞみ幼稚園に統合するため、田京幼稚園を廃止します。

3の施行期日ですが、令和8年4月1日としております。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「伊豆の国市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それでは御諮りします。「伊豆の国市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続いて、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長（第1条部分の説明）

学校教育課古木です。

それでは、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」説明させていただきます。

資料15ページをお願いします。

今回の改正内容ですが、児童福祉法等の一部が改正され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の規定が創設されたことにより条ずれが生じたために、規定を引用している箇所の改正を行うものであります。

資料16ページの新旧対照表をお願いします。

第1条関係として、伊豆の国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正になり、第12条の「第33条の10各号」を「第33条の第1項各号」に改めるものであります。

第2条関係については、幼児教育課長より説明させていただきます。

■平井幼児教育課長（第2条部分の説明）

それでは、第2条の、伊豆の国市特定教育保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の部分について説明いたします。

17ページの新旧対照表を御覧ください。

左側の欄が改正後、右側の欄が改正前になっております。改正部分については下線が引かれております。改正内容ですが、第9条第2項、第39条第3項、第42条第7項については字句の整理でございます。

第25条の条文中、第33条の10各号となっている部分が、児童福祉法改正による条ずれの対応により、第33条の10第1項各号と条文を改めるものでございます。

本条例の施行期日につきましては公布の日としております。

説明は以上になります。

■菊池教育長

2つの、条例の一部改正についての説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それでは御諮りします。「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続いて、「伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課の平井です。本案について説明いたします。

19ページの議案を御覧ください。

議案名は「伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、でございます。

21ページの参考資料を御覧ください。

1の要旨ですけれども、市内の家庭的保育事業等における設備や運営に関する基準は国が定める基準に沿って市の条例で定めております。

国の基準が改正されたことに伴い、準用している本条例の一部を改正するものです。2の改正内容ですが、2点ありますと、1点目は、利用乳幼児の健康診断の基準の改正です。

家庭的保育事業者は利用乳幼児に対し、利用開始前に、定期及び臨時の健康診断を受けさせなければならないとなっておりますが、児童相談所等で既に健康診断を受けていた場合は行わなくても良いとされておりました。

改正により、母子保健法に基づく健康診査を受けていた場合も、健康診断を行わなくても良いということになったため改正するものです。

2点目は児童福祉法の条ずれの対応になります。先ほど特定教育保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で説明した虐待の内容と同様のものとなります。

3の施行期日ですが、公布の日としております。説明は以上です。

#### ■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問や御意見はございますか。

よろしいでしょうか。

#### ■菊池教育長

「伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は市長に述べる意見はありますか。

#### ■委員一同

(意見なし)

#### ■菊池教育長

よろしいですか。それでは御諮りします。「伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

#### ■委員一同

(異議なし)

#### ■菊池教育長

「伊豆の国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続いて、「伊豆の国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の説明をお願いします

## ■平井幼児教育課長

幼児教育課の平井です。

本案について御説明いたします。23ページの議案を御覧ください。

議案名は「伊豆の国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、でございます。

24ページの参考資料を御覧ください。

1の要旨ですけれども、児童福祉法の規定により、乳児等通園支援事業を行う施設の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされております。

令和8年度から本事業を開始するにあたり本条例を定めるものでございます。

2の乳児等通園支援事業の概要ですけれども、本事業は通称「誰でも通園制度」と呼ばれておりまして、0歳6ヶ月から満3歳未満であって、保育所等に在園していない子どもが対象となり、月に10時間まで保育所等に通園することができます。

なお令和8年度以降は、特定乳児通園支援として位置づけされまして、全国で実施されることになります。

3の規定する基準の内容ですが、国の基準等に従って大きく四つのことを定めております。一つ目、乳児等通園支援事業者の一般原則、非常災害対策、安全計画の策定。二つ目、事業者の職員の一般的条件、知識及び技能の向上。三つ目、他の社会福祉施設等とあわせて設置するときの設備及び職員配置等の基準。四つ目、本事業の区分、区分ごとの設備及び職員配置等の基準です。

4の施行期日ですけれども、公布の日としております。説明は以上です。

## ■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

## ■菊池教育長

「伊豆の国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は市長に述べる意見はありますか。

## ■菊池教育長

これを行っていただける事業所は、予定はありますか。

## ■平井幼児教育課長

そのことに関しまして、私立園にまず打診をしたところですけれども、実はこの本事業に係る給付費、国から来るお金その金額が定まっておりません。現在国で検討しているところですけども、やはりその額が示されない以上、私立園としては経営上の問題がありますので、実施するかどうか

というのは、判断できないというところで、現在のところは私立園では実施するということはございません。

公立園では、にじいろこども園で実施することで今調整を図っているところです。

■前田委員

家庭的保育事業所というのはあるのですよね。そちらは市内ではどのくらいあるのですか。

■平井幼児教育課長

家庭的保育事業というと2つですかね。クオレ保育園と、そらいろ保育園です。しかし、それをやる余裕とか、そういうつたものも無いということで、打診はしているのですけども、今のところ反応はないということです。

■岩田委員

分かりました。

■菊池教育長

よろしいですか。それでは御諮りします。「伊豆の国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続いて「伊豆の国市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課の平井です。本案について説明いたします。

37ページの議案を御覧ください。

議案名は「伊豆の国市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、でございます。

38ページの参考資料を御覧ください。

1の要旨ですけれども、子ども・子育て支援法の規定により、特定乳児等通園支援事業を行う場合の運営について、条例で基準を定めることとされております。

令和8年度から本事業を開始するにあたり、特定乳児等通園事業を実施する際の運営の基準を、本条例で定めるものでございます。

2の概要ですが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準と同様な内容でありますのでここでは省略をさせていただきます。

3の規定する基準の内容ですが、国の基準に従って大きく四つのことを定めております。一つ目、特定乳児等通園支援事業者の一般原則。二つ目、特定乳児等通園支援事業所の利用定員。三つ目、子供の適切な処遇の確保、秘密の保持。四つ目、事故発生の防止及び発生時の対応等でございます。

4の施行期日であります、令和8年4月1日としております。

なお、昨夜国から通知がございまして、市町村の事務の負担軽減のため、国の基準を交付する際に、令和8年4月1日から1年間は、国の基準を条例としてみなす経過措置を講じることを予定しているという内容のものが届きました。

現在国において、この元となる基準が、まだ案の状態で、パブリックコメントをやっている最中であるということもありまして、基準の内容がまだ変わるということもございます。

そうしますとこの条例案にも影響が出てしましますので、国の動向次第で、本議案の提出をしないということもありますので御承知いただきたいと思います。説明は以上です。

#### ■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

#### ■菊池教育長

この事業も、にじいろこども園で行うということですね。

#### ■平井幼児教育課長

そうですね。先ほどの設備と運営に関するものについては、私立園が行う場合の認可という話なのですが、こちらにつきましてはその事業を行うにあたって、給付費の対象となるかどうかの確認の部分について、市が手続き上確認を取っていくということになるのですが、これにつきましては公立園もこの条例の影響を受けるということで、今現在この基準を照らしながら、にじいろこども園がこういった運営等に合致してくるかというところも合わせて確認している最中です。

#### ■菊池教育長

追加説明がありましたが、何か質問、意見ありましたらお願いいいたします。

#### ■宮代委員

できれば市内で何ヶ所というか何園ぐらい、「こども誰でも通園制度」というものが運営できたらという案はあるのですか。今のところ、にじいろこども園だけになってしまうのでは、「誰でも」というのが可能にならない可能性があるのかなと。でも来年から、こういう予定とされているみたいなのですが、ちょっとどうなのかなと疑問に思うのですが。

#### ■平井幼児教育課長

私達も受け入れる体制を取っていかなければいけないということなのですが、先行して行っている自治体は、この辺ですと沼津市と三島市があります。

三島市の「誰でも通園」をやっている園に視察に行きました。これ結構報道でも出ているので相当な利用があるのだろうというふうに見込んで、かなり身構えながら対策を取りながら準備をしたと。ですけど実際蓋を開けてみたら、ほとんど利用がない。やはり何て言うのでしょうか、0歳児のまだやっと首がすわって、まだゴロゴロし始めたくらいの子どもを預けるニーズってあるのだろうかというところで、今後どういう形でPRして、利用者の確保を図っていくのかということが課題だという話を聞きました。

私達も当然、それなりに利用があるのだろうと思ったところ、実はそうでもなかつたということで、来年度どのくらいのニーズがあるのか見極めながら拡大をしていかなければいけないのかなというのが一つです。

それともう一つ、「誰でも通園」に似た制度というか、今現在行っている一時預かり事業は生後11ヶ月から3歳未満の子を、月に何日間ということで、もう既に、預かる似たような事業を実施しております。

「誰でも通園」は、先ほど説明した中では月10時間までしか使うことができないということを考えますと、どこまでニーズがあるのか、非常に判断しにくいと。これは全国的にもそういう話になつていて、人数をどのくらい把握して整備していくのかというの、今後の、子育てされている保護者の方のニーズ次第なのかなというふうには考えております。

#### ■宮代委員

ありがとうございました。

#### ■前田委員

ちなみに、その一時預かり事業は、利用者はどのくらいありますか。

#### ■平井幼児教育課長

今手元に資料がないのですけれども、今現在一時預かりをやっているのは、ひまわり保育園大仁分園、クオレ保育園でやっているのですけれども、それぞれ700件と、900件くらいの件数だつたと思います。それなりの数がありまして、施設の余裕があれば、さらに受けられるところではあるのですけども、やはり保育士の確保とかそういったものもありまして、若干頭打ちなところかなというふうな感じは受けております。

#### ■前田委員

件数としては。

#### ■平井幼児教育課長

700 件と、延べですね。それとクオレ保育園さんが確か 900 件弱だったと思います。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「伊豆の国市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それでは御諮りします。「伊豆の国市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続いて、「伊豆の国歴史館いづしるの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」の説明をお願いします。

■内田歴史・文化拠点施設整備室長

企画課の内田です。よろしくお願ひいたします。

資料の 52 ページをお願いいたします。議案名「伊豆の国歴史館いづしるの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」になります。

資料 53 ページの参考資料を御覧ください。

要旨としましては、市の誇れる歴史文化に関する資料展示等を行い、市の歴史・文化の本質や価値、魅力を発信し、もって市民の郷土愛の醸成、教育及び文化の向上並びに地域の活性化に資するための拠点となる施設に関し、必要な事項を定めるため、伊豆の国歴史館いづしるの設置、管理及び使用に関する条例を制定することになります。

主な内容はこちらに御示ししたように、市内の他施設条例に揃えて項目を立てております。その中で、少し特別なところとしましては、この条例名、「伊豆の国歴史館いづしる」になっておりますが、これは先日まで愛称を募集し、決定した「いづしる」という愛称を盛り込んだ条例となつてゐるといったところです。加えて、こちらの施設入館料につきましては、市民、市外の人関係なく無料としております。

なお、館内の施設市民交流室は貸出施設として、有料で貸し出すことになっております。

また、こちらの施設は、歴史館運営協議会というものを設置して施設の運営を行っていきます。本施設は、あくまで展示施設であって、博物館法で定める博物館ではありませんが、博物館法では、法第 23 条に協議会置くことができるという規定がございます。今後、この歴史館の事業進捗を図っていく上で、この協議会に意見を伺うことで、住民や専門家の意見を取り入れた説明の可能となることから、運営協議会の設置を条例に入れ込んであります。

この施行期日ですけれども、公布の日から起算して 3 ヶ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとしております。説明は以上です。

#### ■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

#### ■前田委員

入館料無料のことですが、その理由や経緯はどういったものですか。

#### ■内田歴史・文化拠点施設整備室長

基本的に、この施設を拠点に伊豆の国市を回ってもらうということを考えております。伊豆の国市のインフォメーション施設として、情報発信等を行っていく中で、まずは、伊豆の国市のこの施設に来てもらい、ここを中心に回ってもらいたいということで、来館者が気軽に入れるようにと考えて無料にするといったところです。

#### ■前田委員

無料にすることで積極的に来てもらう、数を増やすという方針ということですね。

韮山反射炉の入場料は確かに 500 円だったと思いますが、そことの違いというのはどうですか。

#### ■文化財課工藤課長

韮山反射炉につきましては、反射炉本体の保存修理ということについて、概ね 10 年に 1 回くらい大規模な修理をするわけなのですけれども、それにあたって、かなりの金額が必要になります。そのため、入場料を頂戴した中から基金を積み立てているということで、有料とさせていただいております。

#### ■前田委員

分かりました。ありがとうございます。

#### ■菊池教育長

他にはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

#### ■菊池教育長

「伊豆の国歴史館いづしるの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」は市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それでは御諮りします。「伊豆の国歴史館いづしるの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国歴史館いづしるの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

これで「令和7年伊豆の国市議会12月定例会の提出議案の意見聴取について」はすべて承認された旨を市長へ回答します。

続きまして、日程第6 議案第37号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」の説明御お願いします。

■古木学校教育課長

<略>

□質疑

<略>

■菊池教育長

議案第37号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」は1世帯却下されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。

ここで、10月定例会を閉会といたします。

令和7年 月 日

署名委員

署名委員